

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250901	名鉄交通第二株式会社(法人番号3180001120644) 代表者浅野丈夫	愛知県名古屋瑞穂区浮島町5-1	第二営業基地	愛知県名古屋瑞穂区浮島町5-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項	令和7年1月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(2)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
2	20250908	若葉自動車株式会社(法人番号9180001011367) 代表者大山久美子	愛知県名古屋瑞穂区新開町24番地21号	本社営業所	愛知県名古屋瑞穂区新開町24番地21号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項	令和6年10月24日及び令和7年1月15日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
3	20250910	宝交通株式会社(法人番号3180001022171) 代表者吉村憲雄	愛知県名古屋熱田区神宮4丁目7番地27号	内浜営業所	愛知県名古屋瑞穂区内浜町34番9号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月18日及び令和7年1月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	9	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20250910	名鉄東部交通株式会社（法人番号 3180301019438）代表者小島康史	愛知県豊田市広久手町2丁目28番地1号	本社営業所	愛知県豊田市広久手町2丁目28番地1号	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年1月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	5	2
5	20250911	東和交通株式会社（法人番号 3180001017601）代表者今枝和彦	愛知県名古屋市中北区辻本通1丁目23番地	本社営業所	愛知県名古屋市中北区辻本通一丁目23-7	輸送施設の使用停止（190日車）及び文書警告	道路運送法第20条	令和6年9月27日及び令和6年10月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(7)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(8)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(9)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(12)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	26	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。